平成15年3月9日　第1351号　発行：湯沢町役場総務課

広報 ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう





3月1日(土)夜、布場スキー場にて、「第51回湯沢温泉雪まつり」が開催され、子どもから大人まで大勢の人でにぎわいました。

湯沢温泉旅館組合青年部が、地域で長年親しまれながら奏者不足で途絶えていた雪おろし太鼓を18年ぶりに復活させ、まつりを一層盛り上げていました。(写真㊤)

毎年恒例のミス駒子コンテストは、応募総数109名の中から、森田　彩さん(東京都世田谷区)、春名尋子さん(東京都世田谷区)、高橋桃子さん(十日町市)(写真㊦・右から)の3人が選ばれました。

主な内容

町長施政方針演説 …… 2～7
4月は町議会議員一般選挙 …… 8
ひとり親家庭等の皆さんの生活を支援します … 9
固定資産の縦覧・閲覧制度が変わります … 10
保健センターから …… 11
お知らせ …… 12

町長施政方針演説《要旨》

3月6日、町議会の開会に先立ち、町長から平成15年度の施政方針が表明されました。
ここでは、その要旨を掲載します。

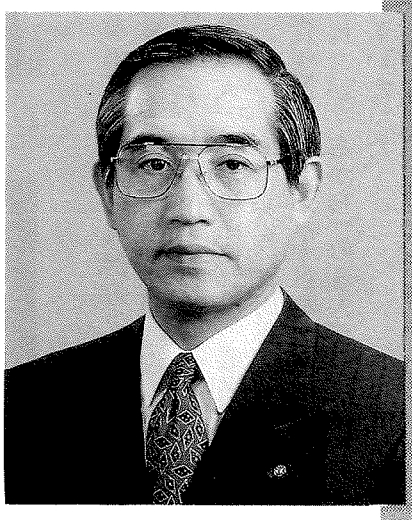
清津川ダム実施計画調査中止による地域振興対策

清津川ダムの実施計画調査については、北陸地方整備局が清津川ダム専門委員会の答申を受け、昨年7月29日に開催された事業評価監視委員会において中止する方針を同委員会にはかり、実施計画調査及びそれに続く建設を中止するという結論を出しました。このことは、町として残念ですが、国において総合的に判断された結果としてやむを得ないものと受け止めています。

その後、8月8日に三俣において北陸地方整備局長、新潟県土木部長の出席のもと中止説明会が開催され、中止に至った経緯と地元住民の36年間のご苦労に対しての陳謝と、今後の対応について真摯に取り組んでいくという発言が国からありました。

町は、同日、北陸地方整備局長と知事に対し、中止後の三俣地区の社会基盤整備と地域振興策の実施に向けて、国・県・町で組織する検討委員会の設置を要望しました。これを受け、9月2日には「湯沢町三俣地区地域振興整備検討会」が正式に行政組織として設置されました。設置以降は、状況報告・意見交換など2回の検討会議が開催されて、昨年12月に開催された第2回目の検討会議では、清津川ダム調査事務所の廃止と三俣地区の地域振興整備に対応するため、北陸地方整備局河川部に広域水管理官の設置及び信濃川工事事務所に河川環境課が設置されるとの報告がありました。この河川環境課については当分の間、湯沢町に駐在する予定です。

また、中止後、町として三俣地域の要望事項等の集約に向け、地元に対し窓口の一元化をお願いしてきましたが、現時点において一元化は難しい状況です。引き続き一元化に向けての努力を行って行くと共に、昨年設置した助役を長とする関連5課室で構成する三俣地域振興検討会議において、住民の皆さんから提出された要望事項等の聞取りや協議・検討を進め、振興策のとりまとめを行っていく方針です。さらに、この作業と並行して、昨年12月に町で実施した住民意向アンケート調査の結果を参考に要望事項と内容の照会・整備を行い、町としての振興策を策定して国・県に対して提示すると共に、三俣地区地域振興整備検討会議において振興策の早期検討と策定を強く求めていきます。



町税の徴収対策

健全な財政基盤を維持するために、町税収入の確保は最重要課題です。徴収事務の具体的な指針を定め、滞納繰越額の縮減と、現年課税分の滞納発生の抑制に取り組んでいるところですが、長引く経済不況で、金融機関の不良債権処理の進展等、税を取り巻く社会情勢は極めて厳しい状況です。

首都圏及び町内における徴収嘱託員については、3人体制で年間8千500万円を上回る税収確保が見込める状況となりましたので、平成15年度も継続し、滞納者の徴収対策の強化充実を図ります。

町税並びに使用料（水道・温泉・下水）の滞納繰越額が平成15年1月末で16億6千万円を超える状況となり、町民の不公平感が増大し、早急な対策が求められていました。そこで収納体制を見直し、税と料の収納管理と徴収業務を担当する従来の縦割り行政にこだわらない新たな組織（収納課）

をつくり、徴収体制の充実を図り、納税意識の向上を目指します。

行政改革の取り組み

町は、平成13年度に具体的な検討課題、目標年度を盛り込んだ第三次湯沢町行政改革大綱を定め、これに沿って各種課題に積極的に取り組み、行政の効率化に努めていきます。

保健医療センターの完成に併せて総合福祉センターの改修を行い、福祉保健課(保健センター)をここに移転し、保健医療センター運営を委託した(社)地域医療振興協会及び町社会福祉協議会と協調する中で「保健・医療・福祉」の連携を図って、町民の健康福祉の増進に努めると共に安心して生活できる環境を整えていきます。

福祉保健課の移転を契機に組織・機構の見直しを行い、保育係の所管替え、病院係、情報政策係、国体準備係の新設、さらに税並びに水道・下水・温泉の使用料の徴収対策の充実を図るために収納課を新設し、徴収率の向上に努めます。

町の補助金は、現在、団体補助、事業補助を併せて90を超えています。これらの補助金については見直しを行っています。補助金の見直しは、補助額の減少に直結する問題でありますので、町民や各種団体のご理解ご協力が不可欠です。補助団体や事業のそれぞれに特性や必要性も認められますが、厳しい財政状況を勘案し、行政経費の節減に努めるなかで、平成15年度も引き続き見直しを進めて行きたいと思います。

地方分権時代における自治体運営の基本は、自己決定・自己責任と認識しています。町の情勢を分りやすく町民に公開し、審議会・委員会等の委員の公募、パブリックコメント制度などにも取り組んで多数の意見に耳を傾け、湯沢の特徴を生かした独自の町づくりに邁進します。

情報化の推進

町の行政事務のIT化については、庁内LANを活用して、財務会計、人事給与、企業会計、例規システム等を運用し、事務の効率化を図っています。単独の電算業務となる税情報や住民記録等の総合行政システムは平成15年度より本格稼動となります。

地図情報を利用し、効率的な業務支援を図るため、平成13年度より計画的に導入を進めている地理情報システム(GIS)については、3年目を迎え、建設課関連の道路管理・都市計画管理システムの導入を進めると共に庁外への配信の可能性も検討します。また、平成15年度より情報政策係を新設し、町内情報化の推進や総合行政システムの運用管理等に万全を期したいと考えます。

国土調査事業の計画的推進

土地にかかる諸問題の発生を防ぎ、土地の有効活用を図り、計画的な町づくりに寄与することを目的に、平成5年に旭原地区から「地籍調査事業」を進めてきました。以来、平成14年度までに全調査対象面積の約6%に当たる5.84キロ平方メートルの調査を終了しました。

調査開始以来10年を経過し、この事業の有効性について、地権者の方々より理解を得ることができ、未着手の地域から早期実施を求める声も届いている実態を踏まえ、平成15年度は当初の事業計画に沿い中里駅前地域の測量調査を主とし、松川地区の図根点設置作業などの事業を行っていきます。

国際交流について

日常生活においても外国の人や文化に接する機会が増え、あらゆる分野で国際化と密接に関連しています。国際共通語としての英語力を高めることは長い目で見た場合、町の発展につながると考えます。

国際交流については年次計画を立て、平成15年度は候補地の決定をし、平成16年度には中学生を対象とした交流派遣事業の実施を考えています。

子供たちが日常の英会話に接し、国際理解、異文化理解を進めれば真の国際化の進展につながると思います。このため、英語指導助手を2人に増員し、さらに学校・保育園・公民館等を通じふれあいの場を持ち、英語教育、外国文化の紹介等一層の英語指導助手の活用を図り、姉妹都市交流へと発展するよう事業推進していきたいと思います。

安心して暮らせる福祉社会をつくるために

①社会福祉

社会福祉の面では、福祉関係者合同研修会を拡充させ、多様化する福祉サービスに対応できるように連携を高め、ボランティアの育成を図ると共に生活弱者の支援や心身障害者の生活相談に応じていきます。

継続事業として、身体障害者用自動車改造費助成、福祉バスの運行、福祉タクシー券の発行、障害者向け住宅整備補助事業を行うほか、平成15年4月からスタートする障害者支援費制度により、身体障害者や知的障害者が自らサービスを選択し、障害者の立場に立った福祉サービスを利用できるよう町で支援を行っていきます。

②高齢者福祉・介護保険事業

敬老会や高齢者運動会への参加、趣味教養活動、老人クラブ活動等高齢者の社会参加を推進し、元気高齢者の働くことによる生きがい感の充実を支援するため、シルバー人材センターや老人クラブ連合会と共に情報の提供に努めます。

また、緊急通信サービス、配食サービス、寝具クリーンサービス、在宅寝たきり者介護手当の支給、除雪費援助や除雪ボランティア等の生活支援を継続して実施します。

介護保険では、制度が施行され3年が経過します。現在、第2期の介護保険事業計画の策定を進めていて、平成15年度から17年度までの3ヵ年の保険料基準月額は3，5一7円（29．06％増）と推計されています。

高齢化に伴う要介護認定者の増加や施設入所者の増加が保険料を高くする要因となっています。保険料の値上げを抑制するため、デイサービスの増床、またホームヘルパーサービスの充実を図り、自宅でも容易に介護が出来るように進めていきます。

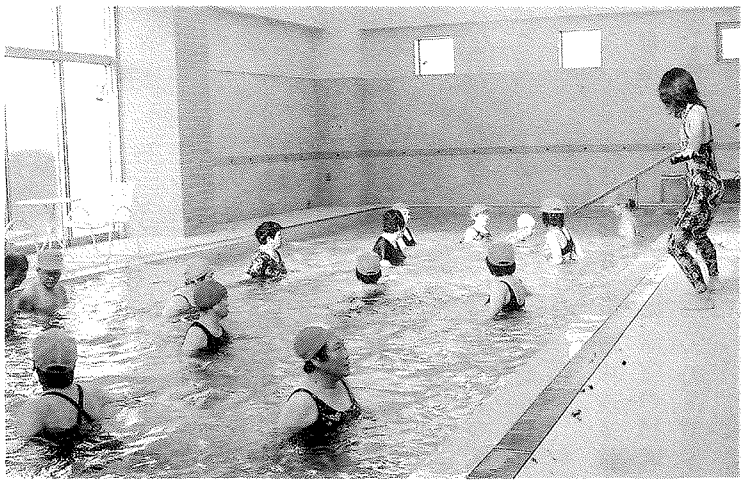
③少子化対策・児童福祉

少子化に伴う児童数の減少は、依然として続いています。女性の社会進出の増大、価値観や就労形態の多様化等により、子育てをめぐる環境は大きく変わり、利用者の保育に対するニーズも様々なものになりつつあります。

平成13年度より湯沢小学校区でスタートした学童保育は、現在13人が利用しており、今後は他地区からの受け入れ等も検討し充実していきます。

保育料の軽減については、平成14年度より児童数の判定基準になる対象者枠を小学校児童までに拡大し、また乳幼児医療費の助成についても小学校就学時まで拡大しました。今後も継続していきます。

新年度からは、中央保育園において乳児の受け入れ対象を6ヵ月以上者に拡大すると共に、延長保育のさらなる時間延長の検討など、今後も多様化する保育需要に柔軟に対応し、心身共に健康な子供へと成長するよう施策を進めていきます。



健康増進施設での温水健康体操教室

④健康増進、保健・医療・福祉

生活習慣病は食生活、運動習慣、喫煙等の生活習慣が起因で各種の疾患を引き起こします。一次予防として乳幼児からの食事教育の充実、また成人を対象に健康教育、特に糖尿病予防教育や健康相談を充実し、町食生活改善推進協議会と共に適切な栄養量の食生活や運動習慣の必要性について普及に努めます。

2次予防として疾病の早期発見を目的に、各種健診の充実と健診率の向上等具体的な目標値を掲げて取り組みます。また、保健師の地区担当制により、在宅高齢者や在宅障害者の訪問の強化を図ります。

母子保健では、乳幼児健診や相談事業の充実を図ると共に、言葉の遅れや発達の遅れ等支援を必要とする母子に対し、臨床心理士等の専門職員を配置し、一時療育事業の充実を推進します。介護予防では、けんこつ体操教室や好評のシルバー温水健康体操教室で体力の維持増進を図ると共に、寝たきり予防や閉じこもりがちな人の社会交流を積極的に進めていきます。

保健医療センターの完成に併せ、福祉センターを福祉サービス総合施設に改編しました。福祉保健課と町社会福祉協議会との強調連携で、包括的な支援プログラムを組み立て、効果的な福祉サービスの実施及び提供を進めます。

また、保健医療センターとは、町民の健康回復のため医療相談や入院相談等に医師と保健師が積極的に関与し、適正な医療サービスを行います。

⑤国民健康保険事業

保険事業では、現在、町の国保は県内で一人当たり医療費が最も低く、この面からは町民の健康管理と適切な検診や予防活動がなされているものと考えられます。国保では従来からの人間ドックの充実に加え、各種検診管理システムにより、要受診者に対して早めの精密検査や受診を進めると共に、検診結果を適切に把握して、被保険者の日常の健康管理指導を行うなど、さらなる医療費の軽減と住民の健康維持に努めていきます。

国保の被保険者証につきましては、9月の被保険証更新時に従来の世帯単位の交付を見直し、一人一枚の個人用カード形式の被保険者証に切替えることで被保険者へのサービス向上を図ります。

⑥老人保健事業

昨年10月に高額所得者からの医療費自己負担額の増や診療報酬の引下げ、公費負担の増など、医療制度改正がなさ

れました。これにより、患者の2割負担額が生じると共に、公費負担の増により、国・県及び町の老人医療費に対する負担率が今後5年間にわたって毎年増加し続けていく事になりました。

町の老人保健の一人当たり医療費は、県平均63万円に対し47万円と16万円も低く、県内では低い位置にありますが、町の持ち出し分が年々増加していくことは確実です。医療費の適正化を図り、健全な運営に努めていきます。

快適な生活環境に向けて

①環境衛生対策

地域の環境保全のため、町衛生組合等と連携し、清潔で住み良い生活環境の確保に努めます。

平成14年に春、秋に分けて実施した粗大ごみ特別処理事業は、これからは毎年一回の実施を定期的に行うことにより、各家庭が持っている粗大ごみの処理とごみの不法投棄の防止を図ります。

平成13年度からの3ヵ年事業であります広域ごみ処理施設建設については、平成16年3月の完成を目指して順調に工事が進められ、現在では建物外壁や主要な機械設備の設置も終わり、約80%が完成しています。8月からは性能試験が開始され、来年3月には一日当たり一一〇トンの処理能力を持ち、ダイオキシン対策等生活環境保全に配慮した近代的なごみ処理施設が稼動します。

②下水道事業

町の下水道普及率は85%に達する見込みですが、水洗化率は76.5%です。これからも、下水道の接続の義務づけの趣旨、水洗化による快適性や利便性、融資制度等について理解していただくため、広報や個別訪問等を行い、下水道加入促進に努めていきます。

③水道事業

観光客減少による使用水量の減少が続いている状況ですが、累積欠損金は平成16年度に解消できる見通しです。石綿管の更新、配水管の新設等の施設整備も計画的に進めていきます。

④温泉管理事業

使用湯は減少傾向です。温泉の安定供給を行い、財政基盤の確立と施設整備と維持管理に万全を期していきたいと思います。

産業の活性化にむけて

①観光業

当町の主力であるスキー観光の低落傾向に歯止めがかからないでいます。

こうした状況を打開していくためには、地域全体でスキー場を核に雪国の持つ風景、文化を生かした「冬」を楽しむための仕掛け・仕組みづくりを模索していく必要があり、一部取り組み始めているところです。

そのひとつの取り組みとして進められている温泉通り活性化のための一事業であります「ポケットパーク整備事業」に県と併せて助成すると共に「観光のまちづくり推進事業補助金制度」の利用を通じて地域づくりの一層の取り組みを支援していきます。

観光施設については青少年旅行村、登山ブームに対応するため、登山道の整備を中心に実施していきます。また、登山者に人気のある苗場山・平標山は、県が平成11年度より6ヵ年計画で整備を進め、15年度には苗場山登山口のトイレを中心に整備する予定です。



昨年の「こらっしゃい湯沢収穫祭」

②商工業

商工業につきましては、観光の不振が間接的に大きく影響を及ぼし、何よりも観光振興が重要であると認識しています。

こうした中、地域活性化の一助として、商工会が中心になって実施しようとしている「こらっしゃい湯沢収穫祭」に昨年に引き続き助成します。

③農林業

農業を取り巻く状況は米あまりとこれに伴う米価の下落、さらには輸入増加による野菜価格の低迷など厳しい状況が続いています。こうしたことから、米政策の抜本的改革が提起され、昨年12月に「米政策改革大綱」が決定され、平成16年度から実施されようとしています。この大綱では消費者及び市場を重視し、「売れる米作り」について、農業者・農業団体が主体的に取り組みを行うよう、また、その環境を整備していこうというものだと考えます。このことは、より一層農家個々及び地域に創意工夫が求められてくるものと考えます。

生産調整について平成15年

度は新政策への移行過渡期とされながら従来分に加えて5.27ヘクタールが上乗せされ、過去最高の70.9ヘクタールが配分されました。

中山間地域総合整備事業は平成13年度から本格的に事業が実施され、農業基盤を中心に整備が進められていますが、平成15年度にはこの事業の目玉の一つである活性化施設に着手できる予定です。

森林は木材生産の場としてはもとより、国土の保全、水資源の涵養等の公益的機能を発揮する役割を担っており、その機能を十分に活用するには適正な管理が重要です。しかし木材価格の低迷から、育成途上の森林の手入れが行き届かない現状にあります。町有林を中心に計画的に整備を進めていきます。

④観光事業会計

観光事業会計は、平成10年度より一般会計からの財政支援を支えに、営業収益の増と経費節減という両面から企業再生に向けた努力を続け、夏営業の湯沢高原アルプの里において、積極的な宣伝、営業活動の展開により、一昨年は開業以来最高の来場者を迎えることができましたが、昨年は、7月上旬から10月にかけて毎週末の天候不順が続き、また紅葉最盛期の10月下旬には突然の降雪により11月は、休業状態となり、厳しい営業成績となりました。

冬期営業においても、一昨年架替した湯沢高原スキー場のスキーリフト2基の改修により、初心者、ファミリー、中高年者が大パノラマを楽しめるスキー場としてリニューアルし、3スキー場による共同シャトルバスの運行、食材へ徹底的にこだわったレストラン経営等でお客様の共感を呼んでいますが、長引く景気低迷によるスキー客減少で、依然として厳しい経営状況が続くことが予想されます。

今までの経営戦略を基盤として、お客様のニーズにあった魅力あるソフトの開発と積極的な宣伝、営業活動を続け、お客様に満足と感動を味わっていただくため、職員一丸となって努力し観光事業会計の一日も早い自立を目指します。

安全で充実した暮らしに向けて

①道路整備

国道17号の湯沢塩沢道路整備促進については引き続き要望していきます。

国道353号の四万、浅貝間の県境開設促進については、中越地区国道事業促進協議会及び中之条町との県境開設促進協議会で関係機関に運動を行っています。

国道17号新三国トンネル開削促進については、新治村と湯沢町で組織する開削促進期成同盟会で関係機関に要望していきます。

県道関係については、東橋架替工事は平成16年秋完成を目指して工事が進められています。街路事業湯沢温泉線(熊野地内)改良工事は平成15年度完成予定です。

中央線(谷地・楽町間)改良工事については、平成15年度用地測量の予定であり地権者の協力を得て要望していきます。また、向原越後中里停車場線では「バリアフリー町づくり事業」として、旭原地内に歩道整備が継続施行されます。

町道整備については、古野2号線、堀切2号線、中川線、江沢1号線、その他消雪施設の整備及び修繕工事等に予算計上しました。

②都市計画事業

中央公園整備事業として野球場防球ネット設置と、テニスコート改修整備を行います。

「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない地域の土地利用について、地域区分(自然地域、農業地域、集落地域、歴史集落地域、混合地域、特定地域)が行われることになり、その区分ごとに建ぺい率、容積率等の一般基準が定められることになり、現在、作業を進めています。町民周知や、県との協議、都市計画審議会の審議等を経て、平成15年11月までに湯沢町原案を県に提出する予定です。施行は平成16年5月からとなります。

③砂防・河川事業

国直轄事業として、土樽地内魚野川床固工群、大源太川床固工群と護岸整備、二居大川床固工群が継続施行されます。

県営事業では、湯沢地内湯の沢川の砂防工事が継続施行されます。また、町事業では、エスボ川の改修護岸整備を引き続き行っていきます。

④住宅環境の整備

快適な住まいと定住の促進を図るため、平成13年度から原新田町営住宅の建て替えを進めています。これまでに一般世帯用住宅6棟12戸、単身用住宅2棟4戸を建設しました。平成15年度は一般世帯用2棟4戸を建設します。

上中子宅地造成事業については、整地工事と上下水道管の布設工事を進めてきました。平成15年度は道路築造を一部行って第一期宅地分譲(24区画)を10月に開始したいと思います。

一方、積雪期における住宅の効果的な雪処理を促進し、新たに補助制度を創設して克雪住宅の普及に努めていきます。

⑤町内交通網の確保

生活交通路線の現状は、マイカー等の普及により公共交

通機関の利用者減少による運営の困難性が増大し、特に中山間地域を中心に生活交通の確保が困難になり、これを解消するため県では「地方バス補助制度の改正」を行ってきたところです。これに併せて、町でも生活交通の確保や、経費の節減を図るため「湯沢町地域交通計画」を立案し、病院循環タクシーの運行や路線バスの増便を行ってきました。これからも、町内交通網の確保や利便性の向上に向けて南越後観光バス㈱、東日本旅客鉄道㈱新潟支社等に対して要望をしていきたいと思います。

⑥交通安全対策

改正道路交通法が平成14年6月に施行され、罰則が強化、違反点数も引き上げられました。平成14年中の交通違反事件数は83件と前年に比べて18件減少しましたが、悪質危険な行為である飲酒運転が依然として無くならないことを大変憂慮しています。交通安全の街頭指導、チラシの各戸配布、飲食店等におけるポスターの掲示や呼びかけ等の運動を一層推進し、飲酒運転追放を目指します。

また、高齢者による加害事故が年々増加していることから、交通安全関連行事の参加や訪問指導などを通じて交通安全意識の高揚を図ると共に、加齢に伴う身体機能の変化の自覚等、参加・体験・実践型の交通安全教育を関係機関と共に実施し、高齢者の交通事故防止を図ります。

伸びやかで豊かな教育・文化を築くために

①学校教育

来年度は、新しい教育課程・新学習指導要領に移行して2年目になります。学校教育においては、子供たちの「生きる力」を確かなものにするため、昨年度の評価を踏まえ、より充実した活動の展開が求められます。

町学校教育研究協議会を通じて、教職員の相互研修のための助成や、研修の場の提供を行います。また、学校や地域と一体となって、相互連携を深めるための具体的な活動を計画・実施していきます。さらに、英語指導助手を2人に増員し、英語教育・国際理解教育の充実を図ります。これにより、国際交流事業計画が一段と加速されるものと考えます。

②生涯学習

生涯学習プログラムを体系的に作成し、公民館や雪国館をはじめ、庁内各課及び町内団体等が実施する学習活動等に「いつでも、どこでも、だれでも」が参加できるような環境づくりと事業内容の充実を図っていきます。

「川上四郎越後湯沢全国童画展」及び「川端康成と雪国の世界展」などを実施し、文化の香り高い町づくりを目指します。

公民館では、昨年に続き基礎的なものを学べるパソコン講習会を実施するほか、図書館では引き続き図書館流通センターのベルシステムを利用した良書の充実を図ります。

昨年、雪国館で行われた「雪国日本画の世界展」で展示した作品を購入し、恒常的に展示して行き、広く内外に「川端康成小説雪国執筆の地、湯沢町」の文化発信をしたいと思います。

町民の健康増進とレクリエーション活動の普及のため、社会体育事業の推進を図るほか、ジュニアスキー選手育成を図りながら、２００９年の「第64回国民体育大会冬季大会スキー競技会」開催に向け、県、関係団体及び町準備委員会のご協力をいただき、町を挙げて取り組み、準備を進めていきます。なお、国体準備係を新たに設けて職員体制を整えていきます。



ジュニアスキー選手の練習のようす

町史編さん事業では、平成17年の全巻刊行を目指し、本年は「資料編上下巻」「自然・動物編」「町史研究Ⅱ」の4巻が発刊されます。全13巻の内、8巻を発刊することになります。

③青少年健全育成

学校週5日制実施2年目の本年は、さらに「青少年育成センター」の活動の充実を図り、家庭教育・青少年教育との連携を図りながら、サークルや団体、関係機関等のご協力をいただきながら、文化・体験活動を通じて青少年の健やかな成長を促していきます。

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

以上、町政全般について基本的な考えを申し上げましたが、町税の減収等、厳しい財政状況の中で多くの要望が予算化出来ないことに苦慮しています。

行政の減量化、効率化に努め、住民にとって分りやすい行政と住民参加を推進し行政の透明性を高めたい思います。

町民並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

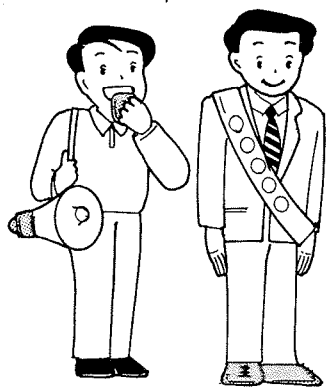
4月は町議会議員一般選挙

立候補事務説明会

湯沢町選挙管理委員会では、4月27日に予定されている「湯沢町議会議員一般選挙」の立候補事務手続きの説明会を次のとおり行います。立候補を予定している方は必ず出席し、手続きに誤りのないようにしてください。

【日時】
3月27日（木）
午後1時30分～

【場所】
湯沢町役場3階大会議室



選挙人名簿（抄本）の写し交付

町議会議員選挙に備え、選挙人の便宜のため、選挙人名簿（抄本）の写しを交付します。

【申込】
印鑑を持参の上、選挙管理委員会（総務課内）へおいでください。

【申込期間】
3月10日（月）～14日（金）
期間外の申込はお受けできません。

【料金】
5，000円（予定）
（代金は、名簿と引き換えにお支払いください。）

【ご注意】
※申込数をまとめて印刷しますので、お渡しできるのは数日後になります。
※選挙人名簿（抄本）の写しは、選挙以外の目的に使用できません。
※選挙人名簿（抄本）の写しは、選挙終了後、返却ください。

【問い合わせ】
湯沢町選挙管理委員会（総務課内）
TEL７８４・３４５１

新潟県議会議員一般選挙 投票立会人を募集します

湯沢町選挙管理委員会では、4月執行予定の新潟県議会議員一般選挙の投票立会人を募集します。

湯沢町の選挙人名簿に登録されている人（日本国民であり、満20歳以上で引き続き3ヵ月以上湯沢町に住所を有する人）なら誰でも立会人になることができます。

投票立会人は、何人にも干渉されず、独立した立場から選挙事務に立会い、選挙が公正に執行されることを確保することが仕事です。民主主義の原点といわれる選挙とはどんなものか一度体験してみませんか。

【投票日（予定）】
4月13日（日）

【勤務時間】
午前6時45分～午後8時15分

【報酬額】
16，640円（税引き後）
昼食及び夕食は選挙管理委員会で用意します。ただし、昼食は実費負担となります。

【申込】
3月17日（月）までに申込書を提出してください。（郵送可）申込書は、選挙管理委員会にあります。電話での申し込みも受け付けます。

【問い合わせ】
湯沢町選挙管理委員会（総務課内）
TEL７８４・３４５１

2月の建設工事等入札結果　（落札額250万円以上）

番号	工事名等	契約金額（円）	請負業者
下第66号	汚水枝線施設（その22）工事	3，517，500	㈲孫新産業

ひとり親家庭等の皆さんの生活を支援します

◎児童扶養手当

【支給要件】

次の要件に該当する児童（18歳になって最初の3月31日まで、児童に中度以上の障害があるときは20歳を迎えるまで）を養育している母又は養育者（祖父母等）に手当が支給されます。なお、父子家庭は対象外です。

①父母が婚姻を解消した児童
②母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚の母子）
③父が死亡した児童
④父に障害（年金の障害等級が一級程度）がある児童
⑤父が生死不明の場合、父から一年以上遺棄されている場合、父が拘禁されている場合等

【支給制限】

支給要件に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

①母が婚姻関係にあるとき（内縁関係なども支給されません。）
②死亡や障害等の支給要件に対して、年金や補償等を受けられるとき
③対象児童が父と生計を同じくしているとき（支給要件④の場合を除く。）

【手当の額】

手当の認定を受けた受給資格者とその扶養義務者（同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹等）の前年の所得額に応じて支給月額が決められています。

区　分	手当の額
全部支給（低所得者）	42，370円
一部支給（中所得者）	42，360～10，000円
支給停止（高所得者）	0円

＊上記の表は、児童が1人の場合の手当額です。児童が2人の場合は5，000円が加算され、3人以上の場合は更に3，000円ずつが加算されます。

◎ひとり親家庭等医療費助成（県親）

【助成要件】

児童扶養手当の支給要件と同様の事情により、母子・父子家庭等になった方の医療費の一部を助成します。

【助成制限】

助成要件に該当する場合であっても、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

①父又は母が婚姻関係にあるとき（内縁関係なども助成対象になりません。）
②生活保護、乳児医療費助成、重度心身障害者医療費助成のいずれかを受けている場合
③資格者とその扶養義務者（同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹等）の前年の所得額が一定額以上の場合

【助成内容】

医療機関で受診した際の自己負担額が次のようになります。

入院　1日につき1，200円
通院　月の4回目まで1回につき530円（5回目以降は0円）

【受付・問い合わせ】
住民課保育係
TEL784・3001

新しい介護保険の保険証が交付（郵送）されます

平成14年12月31日までに交付を受けられた方の保険証の有効期限は平成15年3月31日です。新しい保険証は3月17日（月）以降に郵送で交付します。

保険証は、介護保険の被保険者であることを示す証明書となるだけでなく、介護サービスを受けるために必要な情報が記載されるなどの役割がありますので大切に保管しましょう。

有効期限の過ぎた保険証は返却をお願いします。

返却先は総合福祉センターの福祉保健課、役場住民課の窓口いずれかにお願いします。

【問い合わせ】
福祉保健課介護保険係　TEL 784－4560

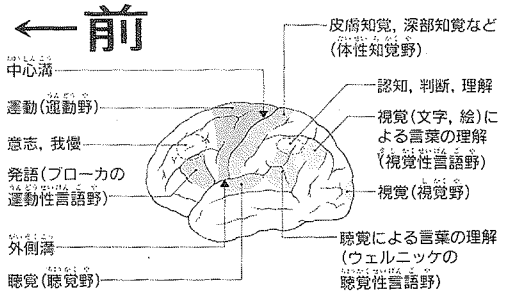
魚沼消防署湯沢分署からのお知らせ

脳の働き

脳は、体の指令施設です。脳が障害を受ければ人間らしい活動ができなくなります。脳の構造は、大脳、大脳基底核、間脳、小脳、脳幹の5つに区分されます。主な障害として、「脳梗塞」「脳出血」「くも膜下出血」「脳腫瘍」などがあります。発症した部分によって症状が異なり、右脳で出血（梗塞）が起これば左半身麻痺を起こし、小脳で出血（梗塞）が起これば運動に障害が出ます。

大脳の働きは、人間として活動するために必要な重要な器官ですが、場所によって働きが異なっています。大脳のどこにどういう働きがあるかを示します。

魚沼消防署湯沢分署
TEL７８４・３３７７



大脳の働きは場所によって異なっている．この図は，大脳（外側面）のどこにどういう働きがあるかを示したものである．

固定資産の縦覧・閲覧制度が変わります

新しい縦覧・閲覧制度が平成15年度から実施されますので、その制度の概要についてお知らせします。

【問い合わせ】
税務課資産税係
TEL７８４・３４５２

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度■

新たな縦覧制度は、固定資産税の納税者が、「自己の土地または家屋の評価額」と「町内のほかの土地または家屋の評価額」とを比較できるようにするためのもので、土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、両資産の納税者は土地と家屋の縦覧帳簿の閲覧ができる制度です。

縦覧期間	４月１日（火）～６月２日（月）
縦覧帳簿	土地・家屋価格等縦覧帳簿
縦覧対象者	○固定資産税の納税者 ○納税者と同居の親族、納税者の代理人 ※免税点未満の固定資産の所有者は縦覧できません。 自分の所有するすべての固定資産の評価額が、土地、家屋それぞれごとに次の価格に満たない人。 土地：30万円　家屋：20万円
費用	無料

■固定資産課税台帳の閲覧制度■

納税義務者が、これまで同様、固定資産課税台帳に記載の自己の資産の確認ができるように、また、借地人・借家人などに対して固定資産税の課税内容を明らかにするため、納税義務者などが台帳を閲覧できる制度です。

閲覧期間	通年
閲覧台帳	固定資産課税台帳
閲覧対象者	固定資産税の納税義務者、借地人または借家人など
必要なもの	借地人・借家人 賃貸契約書など
費用	縦覧期間中は無料、それ以外の期間は250円

保健センターから

心に病気をもっている方
そして家族の皆さんへ

精神に障害のある方やその家族にサービスを紹介します。サービス利用や相談時などプライバシー等は厳守されますので、気軽に声をかけてください。

①ふれあいサロンに遊びにきてみませんか?

精神に障害のある方の「つどいの場」です。簡単な作業や・調理実習・レクリエーション、季節ごとのお楽しみ会(お花見・クリスマス会など)を行っています。毎回10人程度の参加者と数人のスタッフで笑い声あふれるサロンです。ぜひ、おいでください。

○日時
第1・第3火曜日
(3月は18日、4月は1日と15日)
○時間
午前10時～午後2時
○会場
やすらぎ荘
※参加費1回につき50円をお持ちください。
※昼食の主食用に〝おにぎり〟等をお持ちください。

②家族会に入会しませんか?

精神障害者を抱える家族の会「のぞみ会」があります。この会は、家族の方が心の病に対する正しい知識を身につけたり、誤解や偏見を正す場であったり、同じ障害者を抱える家族同士の悩みや苦しみを語り合いお互いに励ましあい支えあう会です。また、本人や家族が安心して生活していけるために今何が必要か、偏見をなくすために何をしたら良いかなどを考え、組織として発言・活動していく会でもあります。どうぞ、日頃抱えている思い・悩み・要望を聞かせてください。

○入会受付
随時
○年会費
2,500円

③精神障害者の医療費等の助成について

○通院医療費公費負担制度
・精神障害の通院等のために支払った医療費の95%負担
○精神障害者医療費助成事業
・対象者が支払った精神障害にかかる医療費一部負担金の1／2
・精神障害の通院等のために支払った交通費の1／2

④その他のサービス

○精神保健福祉手帳の取得ができます。
手帳を取得したことでの国のサービスはまだ限定されていますが、町独自のサービスとしてタクシー券の利用(初乗り運賃助成)ができます。

●申請・問い合わせ
保健センター
(総合福祉センター1内)
TEL784・3149

ご利用ください 町の奨学金貸与と就学援助

奨学金貸与制度

経済的理由により就学が困難な学生・生徒の方に、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。

【条件】
①湯沢町に住所を有する方の子弟であること。
②高等学校・高等専門学校・大学・大学院・専修学校または各種学校等に在学し、他の公的奨学金の給付または貸与を受けていないこと。
③世帯の前年の所得税の合計額が50万円以下であること。

【貸与額】
・高等学校又は専修学校の高等課程等
…月額20,000円
・大学・大学院・短期大学・専修学校の専門課程等
…月額50,000円

【返還期間・方法】
貸与を受けた期間の2.5倍の期間で、半年賦での返還(半年毎の支払い)となります。

【貸与利息】
世帯の所得税の合計額が30万円未満の場合→無利子
世帯の所得税の合計額が30万円以上の場合→年利2%

就学援助制度

生活困難な世帯の児童・生徒の保護者の方に、義務教育に要する学費、給食費用等の一部を援助する制度です。

※奨学金貸与制度及び就学援助制度の利用を希望する場合は、3月末日までに申請書を提出してください。必要書類等詳しくは、学校教育課(TEL784・2211)へお問い合わせください。

今月の納税等

国民健康保険税（随時）
下水道事業受益者負担金

納期限は、3月31日㊊です。
口座振替納付の方は、3月28日㊎に引き落としさせていただきます。
※納付は便利な「口座振替制度」もあります。
ぜひご利用ください。

●自動車の登録については
新潟運輸支局
TEL025・285・3123
新潟運輸支局
長岡自動車検査登録事務所
TEL0258・22・1131

新潟県警察官募集

【受付期間】
3月27日（木）
～4月16日（水）
【1次試験】
5月18日（日）　新潟市
【受験資格】
◇警察官A（大卒者）
昭和48年4月2日以降に生まれた者で4年制大学（新潟県人事委員会が同等と認める者を含む）を卒業し、平成15年10月1日から勤務可能な者
◇警察官B（大卒者以外）
昭和50年4月2日～昭和60年4月1日までに生まれた者で、平成15年10月1日から勤務可能な者（申込時、高等学校に在学中の者・4年制大学卒業又は同等者を除く）
【問い合わせ】
六日町警察署総務課
TEL770・0110

自動車の登録と自動車税の申告はお早めに

自動車の売買を行ったり、所有者や使用者の住所変更等があった場合は、運輸支局への登録と県への申告が必要です。手続はお早めに！
【問い合わせ】
●自動車取得税と自動車税の申告は
県税務課新潟分室
TEL025・283・2279
県税務課長岡分室
TEL0258・22・1134

温水健康体操教室参加者募集

町では、寝たきり・転倒・膝痛等の予防のために、水の特性を利用して温水健康体操教室を実施しています。
4月からは保健医療センター併設の健康増進施設で従来の65歳以上の方に加え、生活習慣病予防のための教室を行います。20人クラスで午後・週9クラス、毎週1回は水中運動を実施できる予定です。ただし、参加者の年齢、身体状況、地区などの関係でバス送迎・介助員・看護スタッフなど内容に差がありますのでご了承ください。なお、参加者のアンケート（申込書）を参考にクラス分けさせていただきます。
温水健康体操教室へ申し込みを希望される方は、申込書及びアンケートをお渡しいたしますので、在宅介護支援センターへ3月14日（金）までに電話でご連絡ください。
【問い合わせ】
在宅介護支援センター
TEL784・3000
TEL780・6199

予防接種カレンダーができました

平成15年度の予防接種カレンダーができました。
平成10年4月2日以降に生まれたお子さんのご家庭には、3月中旬までに予防接種カレンダーが配布されます。お手元に届かない場合や平成10年4月1日以前に生まれたお子さんで接種がすべて終了していないご家庭は、保健センターでカレンダーをお渡ししますのでご連絡ください。なお、保健医療センターの開設に伴い、接種期日が若干増えました。
【問い合わせ】
保健センター
TEL784・3149

ご結婚おめでとうございます

2月17日　小川　豊　さん　（栄町）
（関）　ますみ　さん　（川口町）

お誕生おめでとうございます

2月10日　角谷　香乃（カの）　さん　（古野一、勝久・美加子さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

2月14日　阿部　保雄　さん　（石白、68歳）
2月17日　八代　シヅ子　さん　（三俣二、63歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。